

研究に関する業績等

健康危機情報

該当なし

研究発表

1. 論文発表

- 1) 堀江正知、川波 祥子：過重労働と長時間労働の対策. 産業看護 2(6) : 554-559, 2010

2. 学会発表

なし

知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

あとがき

日本では、先進諸国の中でも労働時間の長い労働者の割合が高く、これらの労働者は生活を犠牲にした就業が常態化しています。その一方で、近年の経済不況や企業経営の合理化等から、若年者層を中心に失業者や雇用が不安定な労働者が多く、平成22年度における大学や高等学校の新卒者の就職内定率は過去最低となっています。

産業保健の分野においては、国際的な視点からみても、過重労働による健康障害の予防は、日本において最も推進されなければならない活動です。そして、さまざまな産業保健活動で常に課題が多く認められる小規模事業場においては、経営や生産に直結した話題を取り扱う過重労働対策を実践することは最も困難な課題の一つです。実際に、本研究を計画した平成20年度の下半期から平成21年度には、世界経済に甚大な影響を与えたリーマンショックが発生し、時間外労働が激減するとともに長時間労働の予防に対する関係者の興味が減退する等、本研究の推進にも少なからず影響がありました。

しかし、平成22年度は、経済不況の影響が比較的少なかった自治体において、面接指導結果を分析したり、韓国の法令や制度の調査を実施したりすることで、「小規模事業場における過重労働による健康障害防止対策を促進させるための研究」を推進し、小規模事業場を類型化して対象としたマニュアルも取りまとめることができました。これも、研究分担者と研究協力者の各位、そして事務局として大変お世話になった岩尾理恵氏の献身的な努力によるものです。紙面を借りて深く感謝いたします。

本研究の成果は、今後、学術誌に公表するほか、「過重労働対策ナビ([thhp://www.oshdb.jp](http://www.oshdb.jp))」にも掲載することによって、広く社会で活用されることを期待しています。

EUの先進諸国においては、すでに労働時間そのものを抑制し、生活と労働のバランスを確保する政策が進められています。わが国においては、事業場に産業医が選任される制度や労働者が面接指導を受ける制度を有しており、これらの制度で労働者と医療職とのかかわりが確保されやすい制度があることを活用して、長時間労働や業務の過重感による健康影響を予防する体制がすべての事業場に普及していくことが期待されます。本研究がその一助となれば幸いです。

厚生労働科学研究費補助金
労働安全衛生総合研究事業
平成 22 年度総括研究報告書

長時間労働及び睡眠等の関連要因と発生疾患との総合調査による
効果的な過重労働対策の確立に関する研究

平成 23 (2011) 年 3 月
主任研究者 堀江 正知
〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1
産業医科大学産業生態科学研究所
産業保健管理学研究室
電話 093-691-7407 FAX 093-601-6392

